

スポーツ法政策研究会

事務局長 西脇 威夫 (48期) ●Takeo Nishiwaki

当会には、16の法律研究会があります。
本コーナーでは、法律研究会の入会方法や活動内容
についてレポートしていただきます。

1 沿革

スポーツ法政策研究会は、2007年（平成19年）7月に発足しました。スポーツ法という新しい法領域が研究対象です。会員は、新たな視点をもって参加し、新しいテーマを開拓することができます。野球・サッカーのスポーツ代理人制度や、プロ契約・肖像権など、プロスポーツの領域、その他現在はまだ弁護士が関与していない、又は関与が小さい領域においても弁護士が積極的に関与し、弁護士の業務領域を拡大することを企図しています。

2 入会資格

弁護士以外については研究会幹事の承認が必要ですが、入会資格は特にありません。弁護士だけでなく、司法修習生、マスコミ関係者、教員、学者、スポーツメーカーの社員等様々な人が入会しており、定例会にも積極的



2014年 千葉マリンスタジアムにてプロ野球を観戦

に出席されています。

3 入会方法

スポーツ法政策研究会のウェブサイト (<http://sports-law-seisaku.jp/contact.html>) からお申し込みください。

4 年会費

5000円

5 活動内容

活動には、主に、スポーツ関係者をゲストに招いてお話を伺い、討論する定例会と、会員の弁護士を中心に判例等事例を研究・発表していただき、討論する事例研究会の2種類があります。前者は特に法律には関係なく、ゲストの方に実務をお話しいただき、それについて、弁護士としての立場から質問し、意見を述べ、それにゲストの方が答える共同研究という側面もあります。

これらの活動には、若手からベテランの弁護士まで積極的に出席し、発言されているので、特に若手にとっては、ゲストの方だけでなく、ベテランの弁護士等から直接話を聞くことができる貴重な機会になっています。また、各定例会の後には、ゲストを交えた懇親会があり、ここでその日のテーマについて更に深く議論したり、又はテーマに関係なくても、自分が関わっている案件について他の人の意見を聞いたり、最近のスポーツ法に関連するトピックについて情報交換したりと、有

図表1 定例会の最近のゲストとテーマ

ゲスト	テーマ
株式会社マグノリア・スポーツマネジメント代表取締役・ラグビーワールドカップ組織委員会 森貴信氏	スポーツビジネス15兆円時代の到来
株式会社Seabird代表取締役 野地教弥氏	スポーツツーリズムの現場から見えてきた地域振興のネクストステージ
スポーツファシリティ研究所代表取締役 上林功氏	地域を巻き込んだスタジアムアリーナのあり方
株式会社ミライロ 森田啓氏	2020年東京大会成功に向けて必要なアクセシビリティ

図表2 事例研究会の最近のテーマ

テーマ
大分竹田高校剣道部の暴力事件に関する裁判例を中心に公立学校教員の責任追及の可否について考える
CSA(スポーツ仲裁裁判所)におけるアドホック仲裁(Ad hoc Division)
サッカーボール事故・最高裁判決を考える
東京オリンピックに向けて、JSAA(日本スポーツ仲裁機構)仲裁判断を基に代表選考について考える



定例会

用な時間を過ごすことができます。

定例会の最近のゲストとテーマは **図表1**、事例研究会の最近のテーマは **図表2** をご参照ください。その他、これまでの定例会の情報については、<http://sports-law-seisaku.jp/cgi/web/index.cgi?c=meeting-list> をご参照ください。

これらに加え、東弁、一弁、神奈川、愛知、大阪のスポーツ法研究会等との合同研究会(スポーツ・ロイヤーズ・ネットワーク)の総会が年に一回あります。ここでは、共通のテーマについて研究し、また他の弁護士会でスポーツ法に関わる仕事をしている弁護士と情報交換することができるので、ネットワークを広げることができます。他に、不定期にですが、日本スポーツ法学会と連携した研究活動があります。また、希望者には、プロフェッショナルが読むスポーツ医科学総合誌「スポーツメディスン」の連載「基礎から学ぶ「スポーツと法」」の原稿をお願いしています(<http://sports-law-seisaku.jp/cgi/web/index.cgi?c=thesis-list&cate=1>)。

その他、野球、ラグビー等のスポーツ観戦や、忘年会等で会員間のコミュニケーションを図る機会もあります。

6 最後に

当研究会にご入会いただくメリットとして、前述のような当研究会の活動だけでなく、スポーツに関連する仕事をしている弁護士やその他の人とのネットワークが広がる機会が増えるということがあります。また、スポーツに関する知見が深まり、希望すれば実際にスポーツ関連の仕事をしたり、本や雑誌の原稿を書いたりする機会を得られるということもあります。更に法律関係に限らず、スポーツ関連の研究会や会議等の情報を得やすくなりますので、そちらの方からスポーツに関連する人脈や知見を広げることができます。スポーツにご興味のある先生方は、是非入会をご検討ください。

N
FP

定例会の日程	不定期(定例会と事例研究会をあわせて、2カ月に1回程度)
連絡先	事務局長 西脇威夫(リップル法律事務所) takeo.nishiwaki@ripple-law.com
年会費	5000円
入会方法	スポーツ法政策研究会のウェブサイト(http://sports-law-seisaku.jp/contact.html)からお申し込みください。